

事 務 連 絡
令和4年6月28日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医薬産業振興・医療情報企画課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数については、「検査料の点数の取扱いについて」（令和4年3月16日付け保医発0316第1号）及び「新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）」（令和4年3月17日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・経済課・新型コロナウイルス感染症対策推進本部・保険局医療課連名事務連絡）においてお示ししていたとおり、「核酸検出（PCR）検査（委託）」が令和4年7月1日から700点となります（別添を参照）。

各衛生検査所におかれては、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴管内の衛生検査所の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を検査機器・試薬関係団体及び衛生検査所関係団体宛に送付することを申し添えます。

〈衛生検査所に関することについて〉 （連絡先）

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室
電 話：03-3595-2185
メー ル：k-sokutei@mhlw.go.jp

〈保険収載に関することについて〉 （連絡先）

厚生労働省保険局医療課
電 話：03-3595-2577

- 「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	1350点	850点	700点
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	700点		
抗原検出検査（定性）	600点	300点		
抗原検出検査（定量）		560点		

（参考） 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の点数一覧

検査項目	点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	4/1～6/30 850点	D012 感染症免疫学的検査 「56」 HTLV- I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） 2回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」 HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」 HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	4/1～6/30 850点	D012 感染症免疫学的検査 「56」 HTLV- I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） 2回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」 HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」 HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出（7月1日保険適用）	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」 HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	300点	D012 感染症免疫学的検査 「26」 マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	560点	D012 感染症免疫学的検査 「52」 HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	420点	D012 感染症免疫学的検査 「44」 単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） 2回分

保医発0628第4号
令和4年6月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数の見直しについては、「検査料の点数の取扱いについて」（令和4年3月16日付け保医発0316第1号）においてお示ししていたものであることを申し添えます。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D007に次を加える。

(54) コクリントモプロテイン（CTP）検出

ア コクリントモプロテイン（CTP）検出は、ELISA法により、外リンパ瘻を疑う患者に対して、診断のために中耳洗浄液中のコクリントモプロテイン（CTP）を測定した場合に、本区分の「63」血管内皮増殖因子（VEGF）の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める適正使用指針を遵守すること。

イ 本検査を実施した場合、区分番号「D026」検体検査判断料については、「1」

尿・糞便等検査判断料を算定する。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D023(18)のアを次のように改める。

(18) SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

3 別添1第2章第3部第1節第1款D023(30)のアを次のように改める。

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

4 別添1第2章第3部第1節第1款D023に次を加える。

(33) SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びRSウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診

断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出を実施した場合、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「23」RSウイルス抗原定性、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査のSARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）については、別に算定できない。

オ 本検査を算定するに当たっては、本区分の「10」の「注」に定める規定は適用しない。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 － 28 (略) D 0 0 7 血液化学検査 (1) ～ (53) (略) <u>(54) コクリントモブロテイン (C T P) 検出</u> <u>ア コクリントモブロテイン (C T P) 検出は、E</u> <u>L I S A 法により、外リンパ瘻を疑う患者に対し</u> <u>て、診断のために中耳洗浄液中のコクリントモブ</u> <u>ロテイン (C T P) を測定した場合に、本区分の</u> <u>「63」血管内皮増殖因子 (V E G F) の所定点数</u> <u>を準用して算定する。なお、本検査を実施する場</u> <u>合は関連学会が定める適正使用指針を遵守するこ</u> <u>と。</u> <u>イ 本検査を実施した場合、区分番号「D 0 2 6」</u> <u>検体検査判断料については、「1」尿・糞便等検査</u> <u>判断料を算定する。</u> D 0 0 8 ～ D 0 2 2 (略)	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 － 28 (略) D 0 0 7 血液化学検査 (1) ～ (53) (略) (新設) D 0 0 8 ～ D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(17) (略)

(18) SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。
なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(17) (略)

(18) SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「56」HTLV－I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、

SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ （略）

(31)・(32) （略）

(33) SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出

SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ （略）

(31)・(32) （略）

(新設)

ア SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びR S ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びR S ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイ

ルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月２５日健感発０２２５第１号）の「第１ 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、１回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出を実施した場合、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「23」RSウイルス抗原定性、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査のSARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）については、別に算定できない。

オ 本検査を算定するに当たっては、本区分の「10」の「注」に定める規定は適用しない。